

新宿区教育委員会会議録

平成29年第12回定例会

平成29年12月8日

新宿区教育委員会

平成29年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年12月8日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時09分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	古 笛 恵 子	委 員	菊 田 史 子
委 員	星 野 洋		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

報 告

- 1 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 2 新宿区社会教育委員の会議「報告」について（教育支援課長）
- 3 株式会社明治及び株式会社明治戸田工場に対する要請等について（学校運営課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議には今野委員が欠席をしておりますけれども、定足数を満たしております。

本日の会議録署名者は、星野委員にお願いいたします。

◆ 報告 1 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

◆ 報告 2 新宿区社会教育委員の会議「報告」について

◆ 報告 3 株式会社明治及び株式会社明治戸田工場に対する要請等について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告 1 から報告 3 について、一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、報告をさせていただきます。

平成29年10月26日に文部科学省が平成28年度の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査の結果を発表いたしました。本日は平成28年度の新宿区立学校の児童・生徒の状況について御報告いたします。

初めに、暴力行為の件数です。小学校は22件、中学校は43件発生しており、前年度に比べ減少しました。暴力行為の内訳としましては、小学校が対教師暴力が7件、生徒間暴力が5件、器物破損が10件でした。

中学校は、対教師暴力が5件、生徒間暴力が26件、器物損壊が12件でした。

小学校で対教師暴力が前年度の16件から5件に減少しました。また、器物破損は10件で、昨年度よりも4件増加している状況です。

中学校の暴力行為の件数としましては、前年度と比べて20件減りました。また、前年度よりも器物損壊の件数が9件減少しております。

各学校の取り組みにより、落ち着いた学校生活や規範意識の向上のあらわれと分析しているところです。

暴力行為につきましては、保護者や関係機関と連携した個別指導や支援を学校問題支援室

と連携しながら実施してまいります。また、児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成することや、教員の対応力を高めるため教育相談研修会や生活指導主任会などで、教員相互の交流や研修を継続してまいります。

次に、不登校児童・生徒の件数です。小学校は38人、中学校は84人という状況で前年度と比べ増加しました。区立学校の不登校出現率は、小学校が0.42から0.45、中学校も2.79から3.01に上昇しました。全国の不登校出現率と比較しますと、小学校は0.03ポイント下回り、中学校は同じ出現率となっておりました。

ふれあい月間のアンケートやhyper-QUなどの結果を活用しながら、学校生活への満足度の低い児童・生徒に対して早期に対応することや、保護者への個人面談やスクールカウンセラーとの相談の充実を図るなど、家庭との連携を図ってまいりたいと考えております。

不登校児童・生徒の学年別の内訳としましては、(2)にお示ししたとおりです。いずれの年度も学年が進行するにつれて児童・生徒の数が増えていく傾向があります。特に中学校に入学後に不登校者数が増加するという傾向はこれまでと変わっておりません。

昨年度から小中連携の日を設定し、小学校と中学校の教員が授業公開や協議会等を通して相互理解を図り、円滑な接続と連携の取組を進めているところです。今後も小中連携の取組を推進するとともに、情報を共有することで不登校の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、いじめの認知件数です。いじめの定義は、「児童・生徒に対して当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の代償となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されております。

いじめの認知件数は小学校では大きく増加しました。このことは、平成28年3月に文部科学省からの通知においていじめの認知の件数が自治体間において大きく違っているという現状があり、軽微ないじめも見逃さないことが徹底されたことにより、学校は今まで以上に感度を上げていじめに対応したことの結果と捉えております。

新宿区ではこれまでもいじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方はしないことなど、学校に説明してまいりました。小学校において、いじめの認知件数が増えたことは、早期発見につながるものと捉えております。

また、いじめの解消の件数ですが、小学校は459件、パーセントにしまして90.5%。前年度の82.4%から上昇しました。中学校は83件。こちらは89.2%で前年度の81.6%からさらに

上昇しました。

いじめについては、一旦解消したと思っても繰り返す可能性もありますので、学校には注意深く観察するよう指導しています。

児童・生徒の問題行動については、学校だけの取組では解決が困難な事例が少なくありません。教育委員会を始め、家庭や関係機関との連携の重要性が一層増しています。子ども家庭支援センター、警察、児童相談所など関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの円滑な連携が行われるように、学校問題支援室を中心としまして問題行動等の解決に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○教育支援課長 続いて、報告2といたしまして、第19期、第20期社会教育委員の会議の報告について、御報告をさせていただきます。

この社会教育委員の会議でございますが、これは第18期までは2年間の任期の中で、テーマを定めまして、それぞれ社会教育委員の皆様にご検討いただきました結果を御報告いただいたものでございます。

しかし、今回第19期、20期につきましては、この2期を通しまして1つのテーマを設定いたしました。調査及び協議をいただきました。そういったことから、今回第19期、20期という形での報告書となっております。

報告資料の2を2枚おめくりいただきますと、「はじめに」という部分がございます。こちらに記載がございますが、改めて御説明差し上げますと、まず第19期についてでございます。

こちらが平成25年12月6日から27年12月5日まででございますが、社会教育行政の充実を図る観点から子ども家庭教育など、社会教育行政と関連のある部署の施策等、これをヒアリングを行いまして、部署・団体間の連携・協働の重要性に焦点を当てて審議をいただきまして、これは第19期の終わるとき、平成27年12月に御報告をいただいているところでございます。

続きまして、第20期、こちらが平成27年12月6日から平成29年12月5日でございますが、この第19期で提示をいただきした連携・協働という方向性、これを具体化するためにさまざまな議論をいただきまして、今回、報告書としてまとめた形で報告をいただいたものでございます。

次に、まず第19期の審議の過程の報告、こちらのほうから概要を御説明差し上げたいと思

います。19期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、子どもや家庭教育など社会教育行政に関連のある部署のヒアリングということで、さまざまな部署の施策について調査をいただきまして、まずそれについてまとめていただいております。

この報告書では、3ページからが第19期の報告書となっております、5ページから10ページまで、それぞれヒアリングした結果についてまとめていただいているところでございます。11ページ、こちらはカラー刷りのA4横となっておりますが、ここに調査の結果のさまざまな事業をまとめていただいたものが掲載されております。ここに記載のとおり、それぞれの子どもの年代に合わせて、さまざまな観点から事業が行われているといったことをここに一覧としてまとめていただいたものでございます。

こういったことも踏まえまして、13ページからでございますが、ここで関連部署との連携・協働を行うための3つの視点をまとめていただいております。13ページ冒頭に記載がございますが、社会教育行政の方向を考察するに当たっては、もともと社会教育行政が自己完結的なものではなく、1に掲げたような関連部局による施策と密接な関係を持つものであることを十分踏まえる必要があるとした上で、次に13ページの後半からでございますが、(1)から(3)まで3つの視点を指摘していただいております。

まず(1)が、困難を抱えている子どもたちへの支援という視点でございます。13ページの下から3行目から記載がございますが、困難に対応する支援策があるにもかかわらず、そうした情報が親・保護者に届いておらず、支援の手が差し伸べられない状況も見られる。このような状況を改善するため、教育行政として関連部局と連携・協働し、教育委員会が所管する機関等を通して、必要な情報の周知徹底を図るなどの施策が望まれるといった御意見をいただいているところでございます。

次に、14ページ中ほどでございます。(2)2つ目の視点といたしまして、外国籍の子どもたちへの支援という視点からということで御意見をいただいております。ここでは、全く日本語が使われない家庭環境で育っている子どもたちもおり、これらの子どもたちにおいては、日本語がなかなか習得されない現状にあること。また、親・保護者によっては、地域に溶け込んでいこうという姿勢が余り見られない人や、日本語が不自由な人もいて、その結果、子どもも地域から孤立しがちになることがあるといったような御意見をいただいているところでございます。

次に、3つ目の視点といたしまして、学校・家庭・地域住民の連携・協働の推進という視点からといった御意見をいただいております。具体的には、まず地域協働学校としての体制

は整備されてきており、着実に進展していると言えるといった御意見をいただいております。

しかしながら、地域住民による学校支援のバックアップが不十分であったり、学校運営協議会が一部形骸化したりする懸念がある状況等も見られるとした上で、教育委員会は地域の生活文化や学校の実情を踏まえつつ、主導的に取り組んでいくことが望まれるといった御意見をいただいているところでございます。

そして、(4)でこういった御意見を総括いたしまして、教育委員会は学校、PTA、地域の諸団体など、子どもや親と直接かかわる政策上のツールを有しており、これらを生かして関連部局と連携・協働を進めることが重要である。

既存の施策を連携・協働により充実することで、子どもの成長発達への支援、言い換えれば、社会教育行政は大きく前に進むものと考えられるといったことで19期の検討についてはまとめられているところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきますと、17ページからこういった19期の分析を踏まえ、20ページで御議論いただきました内容の報告となっております。この第20期の報告では、連携・協働を進めることが非常に重要であるといった19期の問題意識から、ここでも幾つか大きなポイントを絞りまして、御意見をいただいているところでございます。

まず、19ページでございますが、当事者への支援に係る情報の周知徹底ということで、御意見をいただいております。ここは、19ページの下の方3行目からでございますが、当事者に通知することが困難な場合であっても、PTAを初めとする当事者の周りの人たちへの情報提供も重要である。これまで教育委員会は、他の部署と連携・協働してPTA研修会等において、子どもの貧困対策に係る情報提供等を行っており、こうした取組も充実することが望まれるといった御意見をいただいております。

また、なお書き以下でございますが、幼児から中学生までの子どもを持つ保護者向けにつくられ、既に配布されている「家庭教育ワークシート」は、内容が的確でわかりやすいので、困難を抱えた子どもたちの保護者を含め、多くの区民がこれに接し、内容を理解してもらえようように広報活動の充実とさらなる活用が求められるといった御意見をいただいております。

これらにつきましては、ここに御紹介いただいているような事業をこれまでも進めてきているところでございますが、新たな教育ビジョンの中でもこういった家庭教育であるとか、PTAとの連携、ここについてさらに推進してまいりたいと考えておりますので、こういった御意見を踏まえながらしっかり取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、(2)としまして、組織の役割を越えての関係者間での情報共有の重要性が挙げら

れております。ここは、後段でございますが、新宿区では既に区の関係部署や東京都児童相談センター、民生児童委員等で構成する横断的な組織として「子ども家庭・若者サポートネットワーク」があり、対応が必要なケースとして、認知されるとそこで対処することとなるが、こうした組織を拡充することが望まれるといった御意見をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましても、子ども家庭部とはこれまでも連携を図ってきているところでございますので、今後も引き続き連携の充実を図っていきたいと考えております。

次に、(3)といたしまして、外国籍の子どもたちと保護者に対する支援の充実といった観点から御意見をいただいております。2段落目でございますが、外国籍の子どもたちについては、言語学習として日本語が着実に定着するように一層の努力をするとともに、PTA活動への支援を通して、保護者に対する日本の生活文化の理解促進など、必要な支援をすることが望まれるといった御意見をいただいております。

ここにつきましても、これまでも日本語サポート等、力を入れて取り組んできたところでございますが、今後は保護者とこういった日本の生活文化に理解促進できるような視点も取り組みながら、どんなことができるのか工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

それから、(4)、(5)につきましては、地域協働学校について御意見をいただいているところでございます。

おめくりいただきまして、22ページ、後段でございます。ここでさまざまな御意見のまとめとしまして、まず地域協働学校の必要性等について、地域住民や保護者に周知していくことが望まれるといった御意見をいただいております。

また、町会や保護者などの地域の支援者をさらに増やしていくとともに、企業や大学などの学校を取り巻く地域資源を幅広くつなげ、小学校と中学校が連携し、地域が一体となって子どもたちの成長を支援することが望まれるといった御意見をいただいているところでございます。

この部分につきましては、教育ビジョンにおきましても、地域協働学校運営協議会と地域との連絡会の設置によって、地域への周知を図っていくこと。さらに、小中連携等を進めていくことによって、地域がより一体となって子どもの成長を支援する取組といったことにも今後着手をまいりたいと考えております。こういった趣旨に沿いまして今後も施策を推進していきたいと考えております。

こういったことをまとめまして、(6)地域の教育力の向上に向けてということで、地域の教育力を持つためには、日ごろから子どもとのかかわりの場や、機会をつくる努力が欠かせないといった御意見もいただいております。この部分につきましても、これまで申しあげましたような家庭教育への支援、それから地域協働学校の取組を通じまして、今後もさらに推進をしてみたいと考えております。

こういったさまざまな観点から御意見いただいたところでございますが、この報告書のほうでも挙げていただいておりますとおり、これまでに取り組んでいることについても今後さらに充実をする、さらに推進することが必要であると考えております。

教育委員会としまして、先ほど御紹介しましたような今後取組を着実に進めていくことと、また、この報告書につきましては現在印刷中ですが、印刷したものは、子ども家庭部など関係部署とも共有をいたしまして、今後も連携を強化しながら取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

○学校運営課長 それでは、株式会社明治及び株式会社明治戸田工場に対する要請等につきまして、御報告をさせていただきます。

平成29年9月25日に学校給食で提供した牛乳の異味・異臭に関して、株式会社明治及び株式会社明治戸田工場に対して行った要請等につきまして、御報告させていただくものでございます。

こちらの牛乳の異味・異臭につきましては、10月5日、教育委員会で異常については保健所の検査結果として認められなかったということを御報告させていただいたところです。その後の教育委員会と株式会社明治及び戸田工場に対する要請または対応等につきまして、まとめさせていただきます。

記書き以降につきましては、今までの経過につきまして要約したものでございまして、資料が1から7までついてございますが、こちらにつきましては、この記書き以降の流れにつきまして御説明させていただいた上で、各資料につきまして御説明させていただきます。

それでは、まず1番の要請文の送付でございます。10月11日、株式会社明治戸田工場から提出された報告書の内容につきまして、10月13日に戸田工場宛てに要請文を送ったところでございます。

要請文に対する回答、2番でございますが、10月18日、戸田工場からこの要請に対して回

答を受けたところでございます。また、この回答を受けたことによりまして、3番の校園長会におきまして、こちらの内容につきまして、株式会社明治戸田工場長から各学校の校長に説明をしてもらったというところでございます。また、この校園長会の説明に対しまして、全校の校長から意見を募りまして、こちらに対して意見をいただいた部分を要約してございます。

主な意見、要望につきましては、こちらの記述のとおり異臭や異味が出た原因を追究してほしい。再発防止の徹底をお願いしたい。また、児童が異味・異臭に気づくくらいだから、工場における検査をもっと厳正に行ってほしい。安全・安心な牛乳を供給できるよう努めてほしい。牛乳を飲むことに不安を与えたという事実について、社内で猛省し、児童・生徒及び保護者に対して謝罪すべきだ。

こちらの意見を踏まえて、5番、保護者宛ての文書でございますが、株式会社明治戸田工場長名で「学校給食用牛乳の風味に関する御指摘について」ということで、文書を株式会社明治戸田工場が作成し、そちらを各学校を通じて保護者の方々に配布をしたところでございます。

裏面にまいりまして、6番、保護者宛ての文書につきまして、こちらの文書を読んで質問等がある方につきましては、株式会社明治戸田工場内に設置された特設電話に御意見等をいただきたいということで、御案内したところでございます。この電話に関しまして、お問い合わせをいただいた件数は2件でございます。

その2件の内容でございますが、1つ目、特定の集乳エリアとは具体的にどこなのかという御質問に対し、回答としましては、生乳生産者に影響が及んでしまうので集乳エリアについては開示できないという説明を株式会社明治でしております。

また2番目、学校別の供給本数を管理していないのか、体制が甘いのではないかという御質問ですが、こちらは今回の異味・異臭の件とは外れたような御質問になっております。こちらにつきましても、記述のとおり株式会社明治から回答しているところでございますが、今回、異味・異臭に関しての御質問につきましては1件となっております。

7番、再要請文の送付でございますが、11月27日、こちらは1回目の要請文に対して発信された株式会社明治戸田工場長名の要請に対する回答につきまして、こちらのほうで再要請を行ったものでございます。

8番、再要請に対する回答ということで、11月29日、戸田工場長から「再要請事項に対する回答について」を提出されたところでございます。

9番としまして、今後の対応でございますが、株式会社明治及び株式会社明治戸田工場に対して、引き続き再発防止等要請していくとしております。

それでは、資料について御説明させていただきます。

まず、資料1でございます。こちらは先ほど時系列で御説明させていただいた、要請文の送付の中で、11月11日に株式会社明治戸田工場から提出された報告書でございます。まず、こちらの報告書でございますが、1番としまして当該品の概要でございます。製造の規模ですとか、出荷時の検査の結果、そういったことが記述されております。

2番としまして、お申し出の概要ということで、9月25日に起こった内容、経緯につきまして、説明が記述されてございます。こちらの(3)の経緯でございますが、午後1時前から都内の小学校から直接、株式会社明治戸田工場に対して、牛乳のにおいと味がいつもと違うといったような訴えが13時以降まで続いたというものでございます。

また、こちらの申し出によりまして、午後4時半ごろ株式会社明治戸田工場のほうが所管の埼玉県川口保健所に連絡をし、その後、関東甲信越厚生局、埼玉県保健医療部食品安全課にも連絡をしたところでございます。

また、この日同日、原因が究明され安全が確保されるまで、学校供給牛乳につきましては、神奈川工場に切りかえるといったような手続もさせていただいているところでございます。

次の裏面にまいりまして、④、9月26日午前中、埼玉県保健医療部食品安全課と埼玉県川口保健所が工場の立ち入り調査を実施しています。

今回の牛乳の供給学校数でございますが、東京都148校、埼玉県29校の合計177校で、このうち、異味・異臭を訴えた学校は42校となります。こちら、うち1号ライン、2号ラインと書いてございますが、牛乳を最終的に瓶に装填するときに、充填するタンクが1号、2号に分かれておりまして、その号数でございます。

1号ラインにつきましては、18校、そのうち、異味・異臭が訴えられた学校の内訳でございますが、1号ラインから製造されたものにつきましては、0校、2号ラインから製造されたものにつきましては、36校中10校、1号ライン、2号ラインの製造品の両方を納品した学校からは123校中32校の申し出があったという結果となっております。

3番は、製造工程を説明するもので、4番、調査結果でございます。こちらの調査結果につきましては、受け入れた生乳を最終的に瓶に装填する前のタンクに移しかえて、1号ライン、2号ラインと分けておりますが、今回こういった結果を踏まえて、主に2号ラインの生乳に原因があったと株式会社明治では考えをまとめております。

次のページにまいりまして、(2)工程の確認結果でございますが、それぞれのタンクにつきまして点検を行い、異常はなかったという結論を出しております。

また、(3)、返却された当日の牛乳を株式会社明治で検査した結果でございます。特に理化学検査、微生物検査は、実施したところ異常は認められず、選抜された牛乳の風味等を検査する専門パネラーという役職がございまして、そのパネラーによる官能検査、味ですとか風味ですとかそういったものの検査の中で、製品規格の範囲内であるものの、風味に若干の違いを感じたという結果を報告されております。

また、今回の9月25日に提供された牛乳につきましては、健康危害につながる物質は検出されなかったという報告を受けたところでございます。

次のページにまいりまして、(4)、9月20日から25日の生産品と返却品の官能評価結果を表にしたものと記述ございますが、9月25日に提供された22日の製造分のみ、製品規格内ではあるが風味に若干の違いは感じられたという報告となっております。

今回の検査の部分につきましては、株式会社明治の社内での検査と埼玉県による検査、また、新宿区の保健所による検査を受けておりまして、それぞれ細菌ですとか理化学検査、そういったものは全てクリアしているところでございます。

次のページにまいりまして、6番の発生原因でございます。以上のことから、壇装の2号ライン、こちらの製品が風味に違いがあるものという結論を出しております。また、生乳につきましては、気温、湿度、乳牛の餌などの飼育環境で風味が変化するというところで、9月21日に生乳として受け入れた特定の地域の生乳が風味に敏感な児童・生徒が通常品と異なる風味を感じたといったような結論に結びつけております。

対策としまして、この報告書で提示されているのが1ランク高い管理体制の構築ということで、より風味に強い専門パネラーを組むことにより、検査体制を強化するとしていたるところでございます。

また、使用する生乳の平準化ということで、こちらは対策の(2)でございますが、さまざまな複数の集乳エリアの地域の生乳を混合して使用することで風味の安定につなげるということで、風味の平準化に努める対策をとるという報告をいただいているところでございます。

こちらの報告に対して、教育委員会として要請をしたものが資料2となっております。まず、この報告につきまして、異味・異臭を訴えた児童・生徒は1,301人に上り、学校給食の安全性、信頼を脅かす事態であるという認識に立って、記書き以降の要請を行いました。

1番としましては、異味・異臭を訴えた1,301人の児童・生徒、さらには学校教師の全てが貴社専門パネラーと同等の官能能力を持っているという説明、こちらは報告書の内容どおりでございますけれども、そういう説明となるけれども、現実と余りにもかけ離れていないかということで、再回答を求めているものでございます。

2番目としまして、株式会社明治のホームページにおける説明で、児童・生徒による牛乳の異味・異臭の訴えを風味という表現に変えているところ。

3番としまして、報告書と同様に1,301人の児童・生徒の異味・異臭の訴えを、あたかも過敏な児童・生徒による過剰反応と思わせる内容を公式に発表する見解。

4番としまして、学校教師の中にも異味・異臭を感じたものがいたことについて、そういったトレーニングを積んだ専門パネラーと同等の官能能力を持つのかどうか、そういったところを説明を求めています。

5番としまして、新宿区立学校全校を対象とする学校保護者に対する本件の発生原因と発生防止策についての説明、そして不安の払拭を求めています。

また、最後に、6番としまして、9月25日以降、牛乳が飲めなくなっている児童への対応についてということで、要請をさせていただきました。

続きまして、この要請に対しまして、株式会社明治戸田工場から寄せられた回答でございます。

まず、質問1に対する回答でございますが、味を敏感に感じやすいお子さんがいらっしゃるということは事実であるということで、一切スタンスを崩していないという回答となっております。

質問2に対しましては、風味というのは一般的な表現であって、そちらを使用したという回答でございます。

裏面にまいりまして、質問3でございますが、異味・異臭を訴えた児童・生徒の感度でございますが、やはり児童・生徒の風味に対する感覚が鋭いということで、過敏、過剰とは考えていないものの、そういった事象は発生し得るという見解でございます。

また、学校教師の中にも異味・異臭を感じたものがいたことについての合理的な説明につきましても、先生方の中にも今回の風味を感じ取られた方が、そういった風味に強い方がいるのではないかとということで、そういった回答をいただいているところでございます。

質問5に対しましては、発生原因と再発防止策、この質問につきましても、どのように対応すべきか助言を賜りたいということで、教育委員会で考えてほしいといった回答となっております。

おります。

質問6につきましても、今後の対応につきましては、御助言をいただきたくということで、教育委員会で考えてほしいという回答となっております。

また、学校長の質問に対しまして、資料4でございますが、11月13日、株式会社明治戸田工場長名で保護者の方、また、児童・生徒に対して今回、謝罪というところをとりまして発せられた文書になります。

こちらの内容につきましては、報告書のほぼ抜粋という内容となっております。2ページをごらんいただきますと、3番の一番下に発生原因がございます。こちらの中でも風味という表現、また、特定集乳エリアからの生乳を使用したことが主な原因であるということと、最後の行から1つ上の行でございます、お子様は風味に敏感と言われておりということで、お子さんが敏感に反応しただけといった文書を保護者にも出しているということとなります。

3ページでございますが、4の再発防止策でございます。こちらの中で、生乳の品質管理の強化の要請ということで、生産者団体に対しての風味の管理強化の要請。

2番、使用する生乳の平準化ということで、こちらは報告書にもございましたとおり、複数の集乳エリアの生乳を使用することで風味の平準化に努めるというものです。

最後の③でございますが、わずかな風味の違いがわかる官能検査員を育成し、検査体制を強化するといった再発防止策となっております。

5番の戸田工場における当該商品の再開について、こちらのほうにつきましては、戸田工場では当該商品の製造と供給を再開したいと考えているということで、保護者にこういった話をしたところでございます。こちらの要請に対しまして、資料5を御参照いただけますでしょうか。こちらの明治の文書を保護者の方々に配布させていただくときに、こちらの資料5の文書も一緒に配布させていただいております。

なお書き以降でございますが、文書に記述の発生原因については、新宿区教育委員会では引き続き原因究明を株式会社明治に求めているところでございます。また、5の戸田工場における当該商品の再開については新宿区教育委員会として現段階で戸田工場からの供給再開は考えておりませんということをお伝えしております。

こちらの株式会社明治戸田工場からの保護者宛ての通知の中に、一番最後でございますが、問い合わせ窓口、特設電話の設置をしまして、11月13日から24日まで意見をいただいたといったものでございます。

資料6にまいります。再要請でございますが、こちらの牛乳の異味・異臭の発生対応等に

つきまして、それまでの株式会社明治のスタンスですとか対応等につきまして、再要請をさせていただきますところでございます。記書き以降、1番の保護者、児童・生徒への対応について、具体的な対応策を掲示した上で誠実に対応してほしいといったことを要請してございます。

また、(2)として9月25日以降、牛乳が飲めなくなっている児童への対応、こちらも具体案を示すこととしております。

2番の再質問でございます。こちらの生乳の流通でございますが、特定のエリアの生乳が今回の発生原因とされておりますが、実は生乳の納品ルートの中で各地域に大きな、広範囲で集乳した生乳をプールするクーラーステーションというものがございます。こちらの中で、かなりの広範囲の生乳が混ぜられ、それが各乳業者に供給されるといったルートとなっております。こちらのシステムから考えますと、特定のエリアで発生した生乳の風味というか、においですね。そういったものが影響するのはおかしいのではないかと。また、ほかの乳業者にもこの生乳が納品されておりますので、ほかの生乳事業者のほうでこういった異味・異臭が発生していない事実があることをどう捉えるのか、そういったことをこの要請文で回答を求めています。

また、3番としまして、今回設置した特設電話に寄せられた保護者の意見について報告することということで、要請をしたところでございます。

最後の資料7でございますが、この再要請に対しまして、回答を戸田工場長名で受けたところでございます。こちらの内容につきましては、保護者、児童・生徒への対応につきまして、具体的な対応策をまだ提示をされる段階ではなく、また、牛乳が飲めなくなっている児童への対応でございますが、誠意をもって対応しますといったことで、具体案につきましては示されていないところでございます。

また、再質問の(1)でございますが、裏面にまいりまして、こちらに回答がございまして、また、別紙1としまして、A3判の資料がございまして、このクーラーステーションの受け払いの状況、当日9月21日に受けた生乳の状況を図式しているものでございます。端的に申しますと、このクーラーステーション自体は受け払いが随時行われているもので、一度空になって、特定のエリアから受けた生乳をそのまま戸田工場で受けたために、特定のエリアとしているといったような内容でございます。

また、最後の資料になります。このA3判の資料の次のページでございます。こちらは、先ほど資料で御説明させていただきました2つの御意見と、それに対する回答の内容でござ

います。概要につきましては、先ほど御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

教育委員会としましては、こちらの内容を受けまして、引き続き、株式会社明治及び戸田工場に対しまして、原因究明、再発防止策の徹底につきまして要請をしているところでございます。先日12月7日に東京都の入札担当の部署と新宿区と株式会社明治戸田工場、また、工場長、また株式会社明治の関東支社の人間の3者で協議を行いまして、東京都側からも誠意をもって保護者、児童・生徒に対して、きちんと説明ができるように再考することといった要請をしておりますので、また、そちらの報告を現在、待つ状態でございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。

それでは、報告1から質疑を行いたいと思います。児童・生徒の問題行動・不登校等の報告ですが、御質問、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**菊田委員** 不登校のお子さんについて、お尋ねをしたいのですが、中1プロブレムというか、中学1年生になって非常に不登校が増えているなということが毎年見られます。今回の調査に関しては17人増えています。前回調査と合わせてみると、今回の中学1年生が小学校6年生のときに9人でしたが、中学生になると26人になっていて17人増えています。他の年度では、7人、11人、5人という増え方ですが、17人というのは非常に多いと思います。その背景などが分かっていたら教えていただけますでしょうか。

○**教育指導課長** 御指摘のように平成28年度につきましては、中学1年生の段階で26名とこれまでに比べると数が増えているという現状がございました。ただ、不登校の場合、複数の要因が重なっているケースが多く、なかなか要因を限定することが難しい状況があります。小学校段階から不登校の傾向はあったけれども何とか投稿できていたお子さんが、中学校に入って登校することができなくなったようなケースであったり、中学校1年生の段階で、私立の中学校から不登校傾向で転入して不登校になっているようなケースもございます。

一つ一つ個々に要因や背景は違いますが、小中連携を推進し、生徒一人一人が登校できる環境を構築できるよう進めているところでございます。

○**菊田委員** ありがとうございます。中学1年生段階で大きくつまずいてしまって学校に来られなくなっている苦しい状況だと思います。そういう子どもたちというのは、きっと、小学校5年生、6年生という段階で、何かつまずきを抱えていたのかもしれない、何か思っていたのかもしれない。そういうところを5、6年生の段階で注意深く見ながら、中学校にしつ

かり引き継いでいただくというような努力を諦めないで続けていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○古笛委員 私のほうも報告1のいじめの認知件数についてです。件数だけを見ると平成27年度から28年度に一気に増えていますが、これは今まで表に出て来なかったもの、学校側が把握できなかったものが把握できたということで、前向きに捉えたいと思っています。しかし、まだ継続支援中という、解決できていないものが小学校で47件、中学校で10件とあります。少し質問へのお答えが難しいかもしれないのですが、質的に、いじめといってもどういったものなのかと。本当に一過性のエピソードとして解決できるものと、根深くてなかなか取組が難しいものなどいろいろとあると思いますが、お気づきの点があれば教えていただけたらと思います。

○教育指導課長 今、最初に今年度、数が大きく増えた要因のところ、最初に説明でも申し上げましたが、文部科学省のほうから平成28年3月に通知が来ております。その内容としましては、自治体間において、都道府県間になりますけれども、その認知件数が30倍を超えるような現状があるということで、細かなことも見ていきたいと思いますというのが趣旨でした。

それを受けまして、各学校は平成28年度につきましては、細かなところもなるべく見逃さないようにということで、対応を進めていたという背景がございます。実際に、いじめの態様というところを見ていきますと、冷やかしかからかい等の言葉によるものというのが、圧倒的に多い状況です。

複数回答とはなっておりますが、小学校で244件が冷やかしかからかいの言葉によるもの、中学校では、68件がそれに該当するものとなっております。そのような軽微なものも含めて、子どもの心が傷ついたというところにしっかり寄り添いながら、取り組んだ結果というふう

に捉えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告1について質疑を終了させていただきます。

次に報告2について、御意見、御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今後、具体的に何をやるかというところが大きな問題ということで、ヒントはいただきましたが、それをしっかりとできるかどうか。

星野委員が御専門ですけれども、小児科の脳の発達関係の書籍を読むと、兄弟関係がなくなり、おじさん、おばさん、おじいさん、おばあさんも身近にいない。近所のおじさん、おばさんとのかかわりも少なくなり、その中でなかなか脳が鍛えられないで、中途半端な成長になっていることが多いということが書いてあります。そうした点からは、地域協働学校に期待するところは大きいと思っています。

うまくいくといいのですが、大人も、保護者としてはかかわったけれども、地域の人として学校にかかわるといことはこれまで余りなかったと思います。そうしたことも含めて、今後の課題とさせていただきます。

報告についてはよろしいでしょうか。

次に、報告3について、御意見、御質問があれば。

○羽原委員 丹念な報告ありがとうございました。

この問題、幸い今のところ健康被害が出ていないということ、これは何よりだと思っています。したがって、法的な措置はとられていない。しかしながら、異味異臭を訴えた子どもが1,300人もいる。非常に異例なケースだと思います。つまり、その異例に対する企業側の説明がどうも納得がいきかねると。保護者、関係者、この不安というものは拭えていない。子どもたちはとりあえず乗り越えたとしても。やはり、原因というようなことからすると、この説明で納得できるかという不親切のような印象があるので、以下発言したいと思います。

この明治戸田工場、あるいは明治ホールディングスの問題として、僕は受けとめているのですが、この企業の報告・回答は幾つかの疑問を残していると思います。原因の究明、責任の表明について十分な説明を欠き、あえて申せば逃げやうやむや、あるいは責任回避といった姿勢さえ感じられます。

風味に若干の違いとか、風味に敏感な生徒様が通常品とは異なる風味に感じ取られた、あるいは、風味の感じ方は人により差があるなどと言うが、これは1,300人の子どもたちの味覚の問題といったすりかえを感じざるを得ません。企業内の専門パネリストの判断を100とした印象だが、では1,300人の味覚の問題、これとの対比においてどうなのか。敏感な子どもたちが異常を感じる。しかし、官能検査の専門家が100人かかって云々と言うけれども、敏感な子どもたちの舌を何かおかしいような印象で捉えるのは、これはまたおかしいのではないかと。

こうした点は、教育委員会事務局が10月13日付で再回答を求めたとおりであり、企業側の

対応は、一般の食品を扱う業種としてはあり得ない不誠実を感じざるを得ない。

さらに、幾つか具体的な疑問点を挙げておきたいと思います。

1つ、生乳受け入れ、製造整備と工程、出荷検査時について、問題なしと自社内調査によって結論づけているけれども、第三者機関なり関係行政機関による調査結果、こういうものが提供されていないこと。

第2に、企業内の官能検査員の中に、わずかにいつもと異なる風味を感じる者がいたとのことですが、プロとはいえ1,300人の子どもたちの反応に対峙できるのか。つまり、企業としての正当化にすぎない印象を与えていること。

第3に、10月11日付の報告書は、気温、湿度、乳牛の餌などの飼育環境により、風味が変化すると述べているけれども、そのような変化が日常的にどの程度把握されているのか。その変化の内容や味覚の差などのデータはどうか、といった説明は果たされていません。大量の生乳を混合することによって、大量に生産するはずの飲料用の牛乳に1,300人もの子どもたちが異常を感知する、それほどの気温、湿度、餌、あるいは日常的な変化、そういうものがあるとすれば、もっとその実態は把握されるべきだし、公表されるべきではないかということ。

第4に、再発防止の措置は当然として、食品を扱い、特に多数の児童・生徒に提供する任務を負う企業として、原因究明の努力が十二分に果たされているか疑問を残していること。

第5に、報告書などは明治戸田工場という法人企業名によって出されているが、代表責任者が示されておらず、責任の所在が明確にされていない。これほどのことは、やはりもっと親企業を初めとしての責任というものも、問われざるを得ないということを感じました。

明治という企業は、ことし12月で創業100年を迎えると、資料に書いてありますが、その中で、この川村和夫代表取締役社長は、グループの理念として、明治グループは食と健康のプロフェッショナルとして、と述べています。果たしてそうであるか。

それから、経営姿勢として5つの基本を挙げて、1つに、お客様起点の発想と行動。第2に、高品質で安全・安心な商品の提供。あるいは、透明・健全で、社会から信頼される企業とうたっています。しかし、この回答を見る限りは、そういう誠実さというものがどうも受け取れない。そこに保護者たちの不安もあるのではないかと思います。そういうような具体的な疑問が、まだ解明されていないと思います。

多くの子どもたちの健康を左右する食品企業として、しかもブランド企業として、一層の反省と解明の責任を果たしていただきたい。

新宿区の教育委員会としても、子どもたちに食品を提供する以上、それはコストの問題ではなくて健康管理、食の安全の問題として、今後とも慎重に対応してほしいという点を申し上げたいと思います。

以上です。

○**教育長** 課長からの答弁はよろしいですか。

○**羽原委員** これは企業の問題だけれども、戸田工場長でいいのかなど。僕はやはり、明治本体の責任、つまり何か事があったときに、一つのセクションであっても企業総体の代表責任者がコメントするとか、謝罪するとか、あるいは説明責任を果たすとか、というのが社会通念かと思います。ですから、名前のない工場長名での文書というのはどうかなど。一般的には通用しないような印象があります。特に、食品という下手すれば命にかかわるような問題という大きい観点から見ると、その辺、疑問を感じております。

○**学校運営課長** 教育長職務代理者御指摘のとおり、我々も株式会社明治からの回答を求めているということで、要請文につきましては、株式会社明治及び株式会社明治戸田工場宛てに発信しているものでございます。

戸田工場長からの回答ですが、この件に関しましては、学校給食会と契約を結ぶ主体として、戸田工場長名で契約をしている。そういったところから、戸田工場長名で回答しているといった回答を得ているところでございます。しかし、そもそも製品につきましては、責任を持つのが株式会社明治だと考えておりますので、こちらにつきましては、引き続き我々としても、要請をしているところでございます。

また、補足になりますが、こちらの要請の中で、牛乳が飲めなくなった子ということの対応を求めているところでございますが、12月に入りまして、そういったお子さんはいらっしゃらなくなりました。

こちらにつきましては信頼の回復ということではなく、日々栄養指導に当たっている栄養教諭や担任による牛乳の持つ栄養価についての指導ですとか、また、もう安心だと、そういったような説明を交えた努力をして、牛乳を飲むことを勧めた結果になっています。決して、株式会社明治の文書や対応によって飲めるようになったということではございませんので、引き続き、株式会社明治に対して、誠意ある対応を要請していくつもりでございます。

○**羽原委員** きょうの討議をぜひ早目に企業宛てに送ってほしい。その送り先は、川村社長も別便で別送する。工場長名では、上まで上がっているのかどうか。それから、工場長からの回答という論理からいうと、ほかの工場で何か発生してもおかしくないという、危険の可能

性というものがあるので、やはりホールディングス自体というか、明治の川村社長自身にも資料をぜひ送り届けて、認識を調査する。さらに精密なことをやるとか、そういった口先の丁寧説明、謝罪とかではなくて、やはりこちらの意向が幹部に伝わるような方法をぜひ、おとりいただければと。これをどうするかは、事務局側で御相談いただくということになると思います。

○**学校運営課長** 今、教育長職務代理者から御提案いただいたことにつきまして、きちんと事務局としても受けとめて、対応させていただきたいと考えております。

○**教育長** ほかに、御質問。

○**古笛委員** 今、お話の続きですけれども、株式会社明治の戸田工場長が学校給食会との契約の当事者になっているということを確認させていただきたい。

○**学校運営課長** まず、こちらの契約ですけれども、東京都が入札を行います。入札を行った結果として、契約を行う事務手続につきましては学校給食会で行っています。学校給食会で、各エリアに対する牛乳供給についての契約を結び、学校給食会と各学校が牛乳の契約をするといった幾つかの段階を踏みまして契約に結びついているものでございます。そのため、学校の契約の相手方は学校給食会になります。学校給食会と契約を結んでいるのは、各乳業者の工場長、または工場となっております。

○**古笛委員** 一般的に考えると、やはり法人でなければ契約の当事者にはなれなくて、株式会社明治ということであれば、契約の当事者は、実際の窓口は各工場であったとしても、契約主体は株式会社明治となるのが当たり前です。工場長に会社の代表権がなければ、当事者性も全くないので、本件についての責任者が誰であるのかということでは、事実上は戸田工場長であったかもしれないけれども、法的にはそれは何の意味もないものです。やはり、羽原委員がおっしゃったとおり、きちんとしたしかるべき人にお伝えするということは、おかしくないことだと思います。

○**学校運営課長** ありがとうございます。我々も責任者に対して、今回の与えた影響、そういったものもきちんと伝え、誠意ある対応を求めていますと考えております。

○**教育長** ほかに、よろしいでしょうか。また古笛委員にも、専門的立場でアドバイスをいただきたいと思います。

1点私のほうから。東京都が入った協議をしているかと思えます。その協議の場での要請への回答というのは、期限が設けられているのでしょうか。

○**学校運営課長** まず、12月7日の三者会議の中では、報告書をまとめるようにということで、

東京都から株式会社明治に対して要請をしたところですが、その期限については、その場では設定しておりません。ただ、その後東京都に対しまして、株式会社明治は、早急という考えを伝えているとのことですので、来週にも1案として、回答をしたいという意向を聞いております。

○教育長 わかりました。

このことについてはよろしいでしょうか。

○星野委員 この内容を見ていると、工場側もよくあることだという内容ですよね。この状況から見ると、同じことが過去にも何度も起こっているはずですよ。ですので、できれば過去にこんな事例がありましたよというのを上げていただければ。全然なければ、今回が異常なことではないかなと。すごい低レベルな意見ですが、その辺をぜひ聞いていただきたいと思えます。

○学校運営課長 委員御指摘のとおり、過去にこういった牛乳の異味異臭については起こっていることです。直近になりますと、ことしの6月ぐらいにしばらく乳業というところが提供した学用牛乳で、異味異臭の事件が起こったところがございます。その結論としても、乳牛の餌ですとか、そういったところが起因によるものと、そういった結論づけをしております。

ただ、今回この異味異臭の問題の部分もありますが、会社としてのその後の対応、こちらのほうが非常に大きい問題だと考えております。こういったことが恒常的に起こるものだと、いった認識以外に、やはり会社としての姿勢、そういったものをきちんと保護者、児童・生徒に示してほしいということで、要請を続けていきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに。

よろしければ、報告3については質疑を終了させていただきます。

◆ 報告4 その他

○教育長 次に報告4、その他ですけれども、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 特にないということですので、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会としたいと思います。ありがとうございました。

午後 3時09分閉会